


令和8年度 障害者向け訪問系サービス事業所支援補助金

江東区内で障害者向け居宅介護事業所または重度訪問介護事業所（以下「訪問系サービス事業所」という）を運営する法人に対して、ヘルパーをサポートする未経験者など（以下「ヘルパー補助者」という）の人件費及びヘルパー補助者の資格取得費を補助します。

対象者	江東区内で障害者向け居宅介護、重度訪問介護事業所を運営する法人 ※法人本部が江東区外でも申請可
対象事業	<p>ヘルパー補助者雇用事業（人件費補助） 新たにヘルパー補助者と有期雇用契約を締結し、区内の訪問系サービス事業所のヘルパーの監督の下、身体介護、家事援助等の補助業務（以下単に「補助業務」という。）に従事させるもの</p> <p>ヘルパー補助者資格取得支援事業（資格取得費補助） ヘルパー補助者雇用事業において、有期雇用契約を締結したヘルパー補助者を有期雇用契約の終了後も当該ヘルパー補助者を雇用した事業所でヘルパーとして本採用できるよう、居宅介護職員初任者研修等を受講させることにより、ヘルパーとして従事するための資格の取得を支援するもの</p> <p>※有期雇用期間は令和8年4月～令和9年2月末日の中で定めたもの ※国・都その他類似の補助金等を受けている場合は対象外。ただし、資格取得費補助のみ同種補助金を受けている場合は、人件費分のみ申請可</p>
対象経費	<p>(1)ヘルパー補助者の人件費 居宅介護・重度訪問介護のヘルパーを補助する人材として、新たに雇用（有期）する高齢者・大学生等未経験者等の人件費 ※同一法人で過去1年以内に雇用契約歴があるヘルパー補助者は補助対象外 ※有期雇用契約の期間中の介護労働及び関連する業務に関する従事時間（時間外勤務時間を含む。）を補助対象とし、勤務時間内に研修を受講する場合は、その時間及び移動時間を含めることができる。</p> <p>(2)(1)に係る法定福利費事業主負担相当分 ※本事業の雇用契約期間を通じて、社会保険として、介護保険を含む健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の全てに加入している場合に限る。</p> <p>(3)ヘルパー補助者の研修受講料 ヘルパー補助者がヘルパーとして従事するための資格取得等に要する経費（居宅介護職員初任者研修、実務者研修、重度訪問介護従事者養成研修等の受講料）</p>
補助額	<p>(1)1法人あたりヘルパー補助者3人を上限に、補助対象経費と補助上限額（1人あたり時給1,700円、年額204,000円）を比較し、少ないほうの額を補助</p> <p>(2)補助対象経費と補助上限額（(1)補助額×15%）を比較し、少ないほうの額を補助</p> <p>(3)補助対象経費と補助上限額（ヘルパー補助者1人あたり83,000円）を比較し、少ないほうの額を補助 ※補助金の額は千円未満切り捨て</p>
申請方法	<p>郵送 又は 持参（申請書は江東区公式サイトよりダウンロードできます）</p> <p>https://www.city.koto.lg.jp/221010/houmonhojo.html</p> 
申請期間	令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)
申請先・問合せ先	〒135-8383 江東区東陽4-11-28（防災センター2階17番窓口） 江東区 障害福祉部 障害者施策課 施設管理係（直通）3647-4950

<p>申請の流れ (イメージ)</p>	
<p>提出書類</p>	<p>【申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者向け訪問系サービス事業所支援補助金交付申請書」(様式1) ■ 添付書類 ①人材対策実施計画書(様式2) ②ヘルパー補助者が従事する区内の居宅介護事業所または重度訪問介護事業所の事業を確認することができる書類(事業所の指定通知) <p>(実績報告時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者向け訪問系サービス事業所支援補助金実績報告書」(様式9) ■ 添付書類 ①人材対策実施報告書(様式10) ②補助対象事業に要した経費がわかる書類(ヘルパー補助者の賃金台帳、研修受講料の領収書の写しなど) ③雇用契約書(時間単価、社会保険等の加入の有無、業務内容、雇用期間、勤務場所等を記載したもの)の写しなど <p>(請求時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者向け訪問系サービス事業所支援補助金請求書」(様式12) ■ 添付書類 ①振込口座の通帳等の写し(口座番号等の記載のあるページ)
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 予算額を超える場合は交付申請の提出順に予算範囲内で交付します。 ◇ 実績報告書の提出締切日は事業完了日から60日以内、または令和9年3月31日の<u>いずれか早い方</u>となります。